

徳島県告示第四百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年九月九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

伊藤 忠人	施術者の氏名	わきまち接骨院	施術所の名称	美馬市脇町拝原一五八七	施術所の所在地	令和七年三月三十一日	廃止年月日
-------	--------	---------	--------	-------------	---------	------------	-------